

「標識設置（変更）届出書」 提出書類・作成要領のご案内

神戸市都市局都市づくり課 TEL078-595-6709

申請・届出の流れ ～電子申請で手続きの負担が軽減されます～

→ オンライン化される手続き → 窓口等での打合せ

～手続き内容～				
審査申出の結果、集合住宅建設事業に該当する旨の通知を受けた開発事業者は、近隣の住民等に当該開発事業の計画の内容等を周知するため、標識を設置する必要があります。標識設置後、標識設置届出書を速やかに提出してください。（住民説明は標識設置届出書の提出日の翌日以降でなければ着手できません。）				
これまで（紙申請）		これから（電子申請※）		
▲標識設置(変更)届出書の提出のために来庁。				
開発事業者	都市局都市づくり課	開発事業者	都市局都市づくり課	公共施設管理者等
標識設置(変更)届出	来庁提出	標識設置(変更)届出	e-KOBE	受付
※必要に応じて都市づくり課から問い合わせ等がありますのでご対応ください。				

- 申請にあたっては、必要に応じて本作成要領に加えて『[集合住宅建設の手引](#)』をご確認ください。
- 窓口で事前相談をしていただくと、補正等が少なくスムーズな処理が可能です。
- 電子申請の前に以下の提出書類のファイルをご用意ください（形式はPDF・各10MB以下）。
提出書類に不備がある場合は差戻しとなる場合があります。
- ファイルのアップロード方法には、様式・資料ごとにアップロードする「個別アップロード」（推奨）と、様式・資料をまとめてアップロードする「一括アップロード」があります。
- 容量を超える場合は分割したうえで、該当欄に加え添付書類の予備欄をご利用ください。
- 一括アップロードされる場合の注意点
 - ・ 各ファイルの容量が10MB以下であることを確認してください。
 - ・ 必ずしもPDFを1つのファイルに統合していただく必要はありません。複数のPDFファイルを1つのZIPファイルでお送りください。各PDFファイルの名前は、なるべく様式名もしくは書面のタイトルとしてください（簡単で結構です。例：様式〇号、位置図）。

注意事項

- 標識設置届出書を提出し受付された日の翌日以降でなければ、住民説明を行うことはできません。

< 標識設置届出書の場合 >

番号	提出書類	内容・作成要領・その他
00	様式 13 号 標 識 設 置 届 出 書	【様式 13 号に必要事項を入力し、PDF に変換してアップロードしてください】
01	開 発 事 業 区 域 位 置 図 縮尺(標準):1/2,500	【集合住宅建設事業審査届出書にて提出いただいたものと同じもので結構です。】 ・方位を記載してください。 ・開発事業区域境界を赤線で記載してください。 ・開発事業区域周辺の都市施設の位置・名称を記載してください。 ・交通機関の路線名称を記載してください。
02	標 識 の 記 載 事 項 が は っ き り と 確 認 可 能 な 遠 景 の 写 真	・標識の設置状況が確認できる遠景の写真を添付してください。 ・複数箇所設置の場合は、すべて添付してください。 ・近景の写真と一緒にアップロードすることもできます。
03	標 識 の 記 載 事 項 が は っ き り と 確 認 可 能 な 近 景 の 写 真	・標識の記載事項が明確に確認できる近景の写真を添付してください。 ・複数箇所設置の場合は、すべて添付してください。 ・遠景の写真と一緒にアップロードすることもできます。
04	標 識 を 設 置 し た 位 置 及 び 写 真 撮 影 方 向 を 明 示 し た 図 面	・標識を設置した位置及び写真撮影方向を明示した図面を添付してください。 ・方位を記載してください。 ・開発区域境界を赤線で記載してください。
05	委任状 (必 要 な 場 合 の み)	【集合住宅建設事業審査届出時等において包括的な委任状をご提出いただいている場合は不要です。】 ・申請の手続きを第三者に委任する場合に提出してください。 ・参考様式を参考にして作成してください。 ・委任者及び代理者の押印または自署が必要になります。

< 標識設置変更届出書の場合 >

番号	提出書類	内容・作成要領・その他
00	様式 14 号 標 識 設 置 変 更 届 出 書	【様式 14 号に必要事項を入力し、PDF に変換してアップロードしてください】
上記 01～03：提出必須です。 上記 04：設置位置に変更がある場合のみ添付してください。 上記 05：必要な場合のみ添付してください。		